

《長崎新聞 平成26年7月28日朝刊より転載》

【質問】薬局で「お薬手帳」を出すと支払いが増えます。手帳は出さないといけないのでしょうか。

(70代、主婦)

お薬手帳

服用歴管理で料金に差

【回答】薬局で薬を処方してもらうときには、薬代以外に各種調剤や服薬管理に関わる料金がかかります。その一つが薬剤服用歴管理指導料(41点)です。今まで薬局は手帳に処方薬剤を記載するか否かにかかわらず、薬の内容を一覧表にして患者さんに渡すだけでこの指導料を取る事ができました。しかし、4月の診療報酬改定で、手帳の内容を確認しな

い場合は7点減点(34点)することになりました。患者側から見ると、手帳を出す時、出さなときより支払額が増えることになったのです。

今回、手帳提示の有無で管理料に違いをつけたのは理由があります。薬局で服薬管理をしっかりとやっていない医療機関を受診するようになり、各医療機関でそれぞれの病気の薬をもらうと、同じ効果の薬の重複による無駄や、飲み合わせによる副作用といった問題が起きてきます。医療費の無駄を省き、患者を重篤な薬害から守るために「お薬手帳」は欠くことのでき



らうためです。高齢化が進み、多くの人が複数の病気を抱え、複数

ない医療アイテムなので、手帳は薬局だけでなく、受診する医療機関でも必ず提示してください。

重複処方による副作用防止

の保険証でいつでも自由に受診できることです。しかし、そのために薬や検査、治療の重複があり、医療費が増えている面もあります。医療機関や国民一人一人が無駄をなくすことに取り組まないといけません。お薬手帳を提示することで3割負担の場合、1回当たり20円ほど高くなりますが、取り組みの意義を理解し、協力していただきたいと思えます。

お薬手帳のほかにも「糖尿病手帳」「高血圧手帳」「連携パス」など目的を同じにする手帳が増えていきます。かさばりますが、外出の際はいつも携帯し、何かの折にはすぐに出せるように心掛けてください。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。